

意見・案等検討結果説明シート

整理番号	1-1
更新日時	令和2年3月27日

件名	移動費用の負担軽減について①	現状と課題	歩行が困難な障がい者にとって、移動費(鳥取市内までの通院に要するタクシー代など)の負担が大きい。	主管課	健康長寿課
				電話番号	0857-73-1322

提案内容(原文)	①町の高齢者等移送サービスを買い物にも使用できるようにする。				
----------	--------------------------------	--	--	--	--

検討結果	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 引き続き検討する <input type="checkbox"/> その他		家庭での移送が困難な高齢者、身体障がい者等を対象に、医療機関や行政機関等への移動を支援するため、タクシーによる移動料金を軽減する「高齢者等移送サービス事業」を平成12年から行っています。 ご提案のような利用者ニーズを踏まえ、高齢者、障がい者等の外出支援や介護予防などの更なる充実のため、日常生活において必要な外出についても利用いただけるよう、タクシーで移動できる範囲を広げます。		
------	---	--	--	--	--

事業概要	款	3	民生費	日常生活における移動を支援するため、1乗車500円の負担で利用できるようタクシーの利用料金を助成します。 【対象者】 次のいずれかに該当する方のうち、一般の交通手段を利用することが困難な方 ①介護保険の要介護認定において、要介護3～5に認定された方若しくは下肢又は体幹機能障害2級以上の障がいがある方 ②住民税非課税世帯で、要支援～要介護2に認定された方若しくは同等の障がいがある方 ③路線バスの利用が困難な、田河内、相谷、向山、唐川、大坂、鳥越に居住する65歳以上の方 ④その他町長が特に必要と認めた方 【利用料】 1乗車につき 500円 (※原則、年間100回を限度とします。) 【タクシー事業者】 観光タクシー、日本海タクシー、日本交通 【利用できる移動範囲】 日常生活に必要な町内の移動(商店や金融機関なども対象になります。)	
	項	1	社会福祉費		
	目	2	老人福祉費		
	事業名	高齢者等移送サービス事業			
	事業費	2,080千円			
財源内訳(千円)	繰入金	1,500千円			
	一般財源	580千円			